

志町宮今

鳶 善四郎 岩間繁吉 四ツ谷 福松 關野英之助

久島 誦 岩崎彌一郎 野口安五郎 齋藤順次郎 渡邊熊八

平井春之丞

消防委員

堂本安三郎 渡邊熊八 井邊榮一 濱田源三郎 野口安五郎

梅本乙治郎 福田濱五郎

大阪市へ編入

編入實行の經路

大阪市域を擴張して所謂大大阪を建設することは大阪市民多年の要望であつたが、容易に其の機會を見出しえなかつた。然るに大正十三年に至つて急轉直下問題は深刻化し、中川府知事は萬難を排して之れを實行すべく意を決して其の準備に着手した、而も問題の要點は編入せらるべき接續町村が、編入に對し如何なる意見を有するかを先づ確める事をある、是に於て中川

知事は編入に直接關係ある町村に對して其の意見を徵するため、大正十三年十一月二十六日附を以て諮詢を發した、之れにつき各町村では種々講究する所があつたが、先づ相互間に於て意見を交換し、其の共通點を見出す必要ありとし、爾來交渉を重ね遂に一定の編入條件を擇出したるに至つた、依つて町會の決議を経て十二月九日付を以て貞本町長から左の答申書を提出した。

答申書

大正十三年十一月二十六日地第二四五五號を以て諮詢相成候當町を廢し大阪市の市區に編入し町有財產及負債處分の件左記條件を附し同意致度此段答申候也

大正十三年十二月九日

西成郡今宮町會議長

西成郡今宮町長 貞本義保

一、新編入區域を以て五區を編制すること

二、市會議員の定數は九十二名とし内新市域に二十六名を配當すること

尙新市域各區の配當は大正十二年末の人口を標準とすること

三、學制の統一は是非共此の際斷行すること、萬一此の際直に實行不可能なりとし行政區を

以て一學區と爲す場合には學制の統一實現に至る迄新市に屬する學校設備費は市の一般經濟より支辨すること

四、町村費を以て補助し來れる各種公益團體の維持の途を講ずること即ち市は年々之に市費を以て補助を爲すこと

五、町村吏員及町村の使用人（給仕、使丁、職工、人夫等）は本人の志望に依り市に引繼き採用するは勿論從來町村に於ける待遇に下らざる待遇を爲すこと從つて左記各項を斷行すること

- (一) 市吏員退隱料條例遺族扶助料條例は之を改正して給與額の増加を爲すこと
- (二) 市吏員退職並死亡給與金は市制の定むる所に基き之を條例と爲し同時に給與額を増加すること
- (三) 被編入町村在勤年月數は市吏員勤續年數に通算すること
- (四) 定員規程を改め書記補、雇（臨時雇を除く）を有給吏員とすること

(五) 町村に於て既に與へたる退隱料及遺族扶助料は其の全額に對し負擔の義務を市に於て繼承すること

六、家屋稅賦課に關する地位等級は最末等に編入するは勿論土地の實狀に依り更に等外の制

を設け負擔の衡平を期すること

七、編入に關する告示發布後市會議員改選に至る迄の間に於て新市域に關係ある重要事件を市會に附議せんとするときは發案前郡長又は關係町村長（町村長廢職後に於ても同一人）の意見を徵すること

八、執行未濟の事業にして財源的確なるものは市に於て繼續執行し設計々畫變更等の場合は關係町村長（町村長廢職後に於ても同一人）の意見を徵すること

九、今宮町に於ける上下水道の施設計畫に付ては急を要するもの尠からず速に之を施行せらるゝこと殊に地勢の關係より下水工事の完成を期せられたし

右の條項の内第九項の上下水道に關する件のみは、今宮町特殊の事項として附加したものである。尙此の諸問事項の外に各町村で協定した共通的希望事項なるものを意見書の名目にて當局に提出した、尤も協定項目中特に今宮町に關係あるものは、文字や事項を増加又は刪除したが、之れは當然の事である。

希望事項

一、區役所廳舍の完備は速かに之を斷行せらるべく尙ほ其の間現在の町村役場は出張所として其の區域内に屬する事務取扱を爲し以て住民の利便を圖られだし

二、義務教育の施設を完備し二部教授制の如きは絶対に之を避けられたし

三、現代の町村道は悉く市道に認定し其の修理の完全を期するは勿論國府道の改鑿補裝工事等既に府が計畫を樹立せるものは絶対に繰延を爲さる様せられたし

四、新編入區域に對し市電の開通を速かならしめるべきは勿論一時應急の措置として既設會社線に對し市電乗車券共通の途を講ぜられたし

五、消防署の設備を速に完成せられたり尙其の間現在の消防施設を變用府費を以て處辦せられたし

六、編入地域の用悪水路、樋管、橋梁其の他土木に關する一切の事項は市費を以て處置し其の取扱に付ては舊慣を尊重すること

七、市營電燈及電力事業の區域を新編入地域全般に擴張統一し市民平等の實を擧げられたし
八、今宮町外三箇町村組合の經營に係る傳染病院は市に繼承市立桃山病院の分院として經營のこと

萬一右實現せざる場合は中等學校の敷地に充當し中等教育の振興を圖ること

九、農業地域廣汎なるものあり編入と同時に市農會を設け且つ適當の地區に分會をも設置して農業政策を進めらるべし

十、町村吏員にして被編入町村に五年以上勤續者は重大なる過失なき限り退隱料支給年限に達する迄職首せざること、尙八年以上勤續の者に對して本人の志望に従ひ休職の制に依り退隱料支給の法を講ぜられたし

十一、市會議員の定數の決定に付ては舊來の事情を廢し法令の趣旨に基き新舊共に人口を標準として決定せられたし

十二、區役所を今宮町に設置し區名を今宮區とせられたし

以上の外市財政の許す限り諸般の施設を遂行し十箇年を期し舊市と大差無き程度に到達せしめられたし

而して之れ等の所謂共通的希望事項の外、我今宮町は特別希望條件として更に左の三項を當局に提出した。

特別希望條件

一、下水道を急速に敷設せられたき事

一、西成區役所を今宮町に設置せられたき事

一、今宮町立公民病院の經營方針を踏襲せられたきこと
尙今宮町の希望として左の一件がある。

一、公會堂を建設すること

此の議は既に町議を経て決定し、ものであるが、編入により町が廢止されるから引繼の際算定した町稅未收入金を編入後徵收し之れを以て建設の費途に充てられたいとの要求である。

以上述べた多數の希望條項中或は目的を達したるものあり遂に達しなかつたのもあり又事項の性質上急速に行はれないもののあつて其の經過と結果は頗る複雑且つ多様である。

各方面への寄附及補助

廢止せらるべき最後の運命が今宮町に迫り來つた三月下旬に於いて、町會の決議を經て緣故深き各神社並に公共團體へ夫々町費を以て寄附若くば補助をした。即ち左の如し。

一金七百圓 基本財産として寄附

内

金參百圓	廣田神社
金參百圓	敷津松之宮
金壹百圓	今宮神社
一金六千圓	基金として補助

内

金壹千圓	今宮町青年團
金壹千圓	帝國在郷軍人會今宮町分會
金貳千圓	今宮町方面委員事業後援會
金壹千圓	今宮町衛生組合
金壹千圓	今一、今二、今三、今四、今五今宮教育後援會に各貳百圓

町有物件の引渡

大阪市域へ編入すべき豫定の大正十四年四月一日は到來した、今宮なるものは既に過去の歴史となり丁つた。斯くて町は市に對し一切の資產負債を引繼がねばならぬので、當事者は非常な努力を爲した結果貞本町長から調査の目錄を提示し、大阪市吏員は一々之れを引合せた上で全く町からの引繼を終了した。それは實に四月十日の事であつた。

引渡した町の營造物中其の主要なるものは町役場、學校五校、公民病院、塵埃燒却所、職業紹介所、圖書館、屠場、公設市場三箇所、水道設備等であつた、而して其の中で地所を町で所有して居るものは五箇所の學校と及び塵埃燒却所のみである、又引繼いだ町公債は三月三十一日現在未償還額總計金六拾貳萬七千四百九拾八圓八拾五錢（内譯小學校營繕費分金四拾壹萬九千四百六拾九圓五拾六錢、右營繕費以外の分金貳拾萬八千貳拾九圓貳拾九錢）であつた。

市域擴張記念式

大正十四年四月一日を以て、我今宮町は無事に大阪市に編入され、全市は大大阪の成立を壽く歓聲に充たされ同日午前十一時から市主催の市域擴張記念式が中之島中央公會堂に於いて行はれ府市其の他官公衙の要路者は勿論、大阪選出の貴衆兩院議員、府市會議員、編入地域の各町村長等今回の編入問題に深縁ある人々、無慮千五百名が列席して式を舉げ、終つて盛宴が開かれて歓聲堂に満ち、屋外では市内二十三萬の學童の旗行列が行はれ、煙火が勇ましく打ち揚げられる等全市湧き返る如き盛況を示した。

元今宮町市編入祝賀會

編入に關する引繼事務は、四月十日を以て完了したので、初めて肩の重荷を下した元今宮町では、其の翌々十二日午前十一時から中之島公會堂に於て盛大なる編入祝賀會を舉行した。列席者は府市を始め今宮町に縁故ある各官衙の要路者、各町村長、町の名譽職、町吏員、公共團體幹部等三百餘名で、町長貞本義保氏登壇懇懃なる挨拶と共に左の所感の辭を朗讀した。

所 感

茲に元今宮町の大坂市編入を記念する慶典を擧ぐるに際し閣下並に各位の光臨を辱うしたるは不肖義保の最も光榮とする所なり。

元今宮町は南太阪の要衝に位し其の規模の大なる疾くに獨立市なる資格を具備し其の駿々として底止する莫大發展の力は眞に驚絶に値ひすべく現時の激進たる氣運は又以て將來の大繁華をトすべし、是れ地理上の關係一に大阪市の勢力南進を至便とするに由るものにして編入以後に於て此の勢は一層促進せらるべきものなること何人も之を確信して疑はず。

抑も我今宮は七百年以前莊園制度の時代より既に禁裏日次の供御を備進する朝役に服し其後尙京都祇園社大宮神輿の渡御式に奉仕する神役を勤むる等永く尊皇敬神の誠悃を竭したる顯著の事績あり、之が爲め今宮の忠誠夙に天聽に達し特に課稅を免ぜられたるは我等後人の實に感激措く能はざる所にして此の事なる單に一個の史實として後人の記憶に止むべきものならず、乃ち須らく此の醇美なる精神を涵養擴充し以て今後永く市民として奉公の至誠を致すの基調たらしめざるべからず。

顧ふに元今宮町の地區は今今後南部大大阪の中権として必ず大小の文化的施設を多々要すべく從つて物質文化の發展や頗る見るべきものあらんも精神文化の若し之に伴ふ莫くんば大阪市及び大阪市民の眞の繁榮幸福や到底望むべからず、而して精神文化の進展は多く時代の要求に沿づと謂ふと雖も而も夫の朝役神役も如き醇美なる尊皇敬神の信念は極力之れを涵養するの必要あり、是れ今宮町の名稱は市編入と共に消滅に歸すと雖も其の純真なる傳統的精神

は永久に之を保有せんことを切に望んで已まざる所以なり。

由來文化的施設は其の性質上單に之を行政當局者の考慮施爲にのみ放任すべきものに非ず、凡そ立憲政治の下に在ては參政權に對し民衆自覺の大責任を盡すに非ざれば則ち自治の完美望み難く延いて又國家社界の健全安固遂に期すべからず、是に於て大大阪今後の文化的施設に關する治績を大いに擧げんと欲せば先づ恩を深く參政權の尊重と運用とに及ぼさるべからず、而して我今宮は古來朝役神役に奉仕する舉村一致の龜鑑を汎く國民に示したるに非ずや、故に編入後と雖も町民諸君は先人の純潔なる精神を繼承し固有の美風を堅持し一致團結以て市政並に區政に大に貢献せられこんとを特に切望す、幸に一致團結の美を濟すを得ば必然南大阪的一大中心勢力を作り庶幾ば之に依りて新時代の表現たる文化施設の完成に遺算なきを期すを得ん乎。

今や我等は幸にして聖代の下新たに大市民たるの光榮を荷ふ、不肖曩に町會議員各位の推舉を被り淺學菲才を顧みず町長の職に就きたるに偶ま市接續町村編入の議沸騰し巷説紛々として歸する所を知らず、此の時に於て不肖の施爲する所或は町民各位の寄託に背くなきやを窺に憂慮したりしが幸にして多年の大懸案無事に解決し不肖亦大過なくして任務を完了することを得たり、嗚呼何の幸慶か之に若くものあらんや、是れ全く町會議員並に各委員其他町民とを期すを得ん乎。

各位の深厚なる同情、絶大なる信賴、熱烈なる援助、町吏員諸氏の非常なる精勵等不肖に與へられし至大なる公私同情の然らしむる所にして此の事や實に不肖の腦裡に深刻して終生忘る能はざる所なり、乃ち茲に各位に對し謹んで深甚なる感謝の意を表す。

尙終りに臨み町の編入に關し多大の好意を寄せて終始指導に盡瘁せられたる監督官廳並に大坂市當局其他の各位に對して此の際特に滿腔の謝意と深厚の敬意を表す。

大正十四年四月十二日 元今宮町長 貞本義保

之に對し西成區長野々田爲吉氏祝辭を述べ、それより柴田藤吉（町會議員總代）、岩間繁吉、近藤正吉（町吏員總代）の諸氏祝辭を述べた。

後食卓を開き歓を盡し此に今宮町の幕を永久に下したのであつた。

大阪都市計畫と今宮町

町の大坂市編入と共に頗る注目に値ひするものは即ち大阪都市計畫の事業と町との關係である。大阪都市計畫によれば街路は廣路を幅員二十四間とし、一等大路二類を十六間以上、同第三類を十三間以上、二等大路一類を十間以上、同第二類を六間以上と定めて居るが、今宮町内に在つては第八號線、第十號線共に一等大路第三類に屬すべきものである。而して第八號線（紀州街道線）は鴨筋を延長し南海鐵道の阪堺線に沿うて今池に到り阿部野葬儀場前より西下し來

れる路線と接続すべく第十號線（難波住吉線）は第一號線即ち御堂筋線と稱して、大阪驛前角田町より大江橋、淀屋橋並に長堀川及道頓堀川の各新橋梁を経て難波驛前難波新地五番に至る幅員二十四間の最大街路に接續して難波元町三丁目に出て、此の處にて肥後橋南詰より来る一大路の西横堀線の終點と合し南伸して市場橋、宮津町及び省線關西線路下を過ぎ今宮町に入るもので、大大阪を縱貫する幅員十五間の大道路である。而して此線路中で今宮町に關係ある地區は紀州街道線は鐵道關西線以南の東田及び今池の二箇町に過ぎないが、難波住吉線は西關鐵道線以南に於て西四條通三丁目、東西條通三丁目から西皿池町に至るまで全町を縱断し南海鐵道に並行して南進することになつて居る、而して當初の計畫では第八號線は今宮町へは入らぬ事となつてゐたものであるが後に至り上記の如くに變更し、又第十號線は初めは十二間であつたの十五間と改正されたのである。

尙此の外都市計畫中に「今宮町水渡六百二十二番地の一に於て一等大路第十號線（難波住吉線）から分岐して木津川落合上渡船場に西行する」幅員八間の路線がある。

以上の路線を完成すべき事業年度は第八號線（紀州街道線）は大正十九年度に於て行はれ、第十號線（難波住吉線）は十六、十七、十八の三年度に亘つて施工し、十八年度を以て最終となす豫定で、十六年事業は天下茶屋までと豫定されてある。

都市計畫區域内の地域制

大阪都市計畫が決定された以上、必ず計畫區域内の地域制が施行されねばならぬ、然らざれば恰も佛を作つて眼を入れないやうなものである、そこで市街地建築物法に従ひ内務省告示により右の地域制が發表されて五月一日から實施する事となつた、これは編入に伴うて發生した新事業の一大要項である。

地域制度は商業、工業、住宅を夫々指定したもので此の指定のないものが所謂未指定地である、元今宮町の指定地域は左の如くである。

商業地域

- 一、東田町 今池町の一部
- 二、海道町 東入船町の一部
- 三、一等大路難波住吉町の兩側

住居地域

- 南吉田町 北吉田町 南神合町 東今船町 西今船町 柳通一丁目 曜船町 東皿池町 西皿池町 柳通二丁目 櫻通一丁目 橋通一丁目 橋通二丁目の一部

工業地域は元今宮町に全くない、從つて元今宮の大部分は未指定地域として他日の決定を保

留された譯である、そこで今後果して商業地とするか工業地とするか或は住宅地とするかと云ふことは元今宮町の住民に對して市域編入後取残されたる大問題と稱して可い。

市域編入後の新町名

市域編入と共に各町村は、其の區域撤廢に伴ひ町名を如何にすべきかを相當苦心し、或は舊町村名を其の儘用ゐるものもあつた、しかし今宮町では市よりの照會に對し、凝議の末大正十一年四月一日改稱以來用ゐてゐた所の字名を新町名として其の儘變用を希望することに決し、其の旨市へ回答したので、大正十四年三月二十七日大阪市告示第四十六號を以て今宮町の意見通り告示された、左に新舊名稱の對照を錄す。

舊町名	新町名	舊町名	新町名	舊町名	新町名
南吉田	南吉田町	北吉田	北吉田町	三日路	三日路町
北神合	北神合町	曳船	曳船町	東萩	東萩町
曳船	曳船町	甲岸	甲岸町	東入船	東入船町
甲岸	甲岸町	東田	東田町	今池	今池町
東田	東田町	西今船	西今船町	東皿池	東皿池町
柳	通自一丁目柳 至七丁目柳	松	通自一丁目松 至九丁目松	櫻	通自一丁目櫻 至八丁目櫻
梅	通自一丁目梅 至九丁目梅	旭	通自一丁目旭 至八丁目旭	梅	通自一丁目梅 至九丁目梅
南	通自一丁目南 至八丁目南	北	通自一丁目北 至八丁目北	鶴見橋	通自一丁目鶴見橋 至八丁目鶴見橋
花園	花園町	中	開自一丁目中 至六丁目中	長橋	通自一丁目長橋 至九丁目長橋
東四條	自一丁目東四條 至三丁目東四條	北	開自一丁目北 至四丁目北	出城	通自一丁目出城 至九丁目出城
西萩	西萩町	西	西四條	西四條	西四條
			自一丁目西四條 至三丁目西四條	自一丁目西四條 至三丁目西四條	自一丁目西四條 至三丁目西四條

之れに依つて見れば「丁目」の附し均るものは原字名を其の儘襲用し在來此の丁目の附しあらざる字名は其の下に「町」一字を附して新町名としたものであることが一見明瞭である。

編入後の事績二三

一、編入と共に南部の新大阪市は今宮、玉出、粉濱、津守の舊四箇町村を合一して西成區と命名された。

一、市會議員の定員は今宮町の答申の如く増員して全市九十二名とし内新市は二十六名で西成區は四名を選出し得る事となり六月の改選で之を實行した。

一、學制は編入と同時に新市は一行政一學區となり區會制度が設けられた。

一、今宮塵埃焼却場は編入當時工事中であつたが其の後秋季に至りて竣工を告げ市営として十一月一日から作業を開始した、此の焼却場の成績は町の一部の人々により多少氣遣はれでゐた模様であるが今年(十五年)三月下旬本書編纂図託員が同所を訪問した時に於て同場の主任大阪市掃除巡視松田藤太郎氏は、昨年十一月一日から作業を開始したが其の成績は理想的と云つて可い、此の頃では毎日午前八時から午後一時までに四千五百貫から五千貫迄の塵埃を焼き盡してゐる、又煙突は高さが八十五尺あるから塵埃が附近に飛散する事もなく、煙が低迷することもなく未だ曾て附近の住民より苦情を持込まれたことはない、塵埃は目下元今宮町一圓の外に住吉區飛田遊廓方面からも来る、元今宮町の人家が今後増加するも此の焼却場一箇所あれば塵埃の所置に困却する如きことは断じてなき旨を述べてゐる、同場建設當初の疑問も之れで全く解釋された譯である。

一、今宮公民病院は當町から市に對し其の事業を繼承せられたき旨切に要求したけれども附近住吉區に大規模の市民病院が存在する關係上之れを市営に移すことを好まず、そのため已むなく有志の手に借受經營してゐたが、期限が來たので、十五年二月中旬借受者から建物其の他の設備を市に返還した。そして市は之れを修築して茲に天王寺の產院を移轉せしめた。

第六 教育

本町教育の推移變遷

徳川時代以前

本町は隨分古い歴史を持つた土地であるが、教育の方面から調べて見ると徳川時代以前は一定の形式を持つた教育は殆んど行はれてゐなかつた様である。

徳川幕府時代

此時代に入つて年代は明かでないが憶想寺、光明寺に寺子屋が出來て住職が読み、書きを教へる様になり、他にも一二出来たり、無くなつたりしてゐた様である。

幕末から明治初年

此時代に於て明かなのは

一、恵美須神社境内、今の社務所に中川賢三氏
(中川氏以前よりあり其氏名不詳)

二、光明寺。勝部宜同氏